

日本動物考古学会 第4回（2016年度）総会議事録

日時：2016年6月18日（土）16：50～18：00

会場：鳥取市青谷町総合支所多目的ホール

出席者数：46人、委任状：12通

■会長挨拶

■議長選出

小島秀彰会員を議長として議事を進行した。

■議事

1. 報告事項

(1)第2期役員を紹介（会長：西本豊弘）

(2) 会員登録状況（庶務幹事：新美倫子）

一般会員 127名・学生会員 25名 計 152名（2016年6月1日時点）

(3) 2015年度事業報告

a. 庶務（庶務幹事（第1期）：佐藤孝雄）

・役員会の開催

開催日：2015年4月22日、6月16日、7月4日、10月27日、2016年1月26日

・第3回大会、総会（2015年度）の準備、開催

開催日：2015年7月4日・5日、会場：奈良文化財研究所 平城宮跡資料館講堂

大会参加者数：62名

発表件数：28件（口頭発表18件、ポスター発表10件）

・第4回大会・総会（2016年度）の準備

・会員メーリングリストの運用

・会誌の発送と販売

・第2期会長選挙の実施

b. 渉外（渉外幹事（第1期）：本郷一美）：

・日本人類学会骨考古学分科会との連携

c. 広報（広報幹事（第1期）：山崎 健）：

- ・ホームページの管理と更新
学会の活動・雑誌・動物考古学関連情報についてホームページに掲載した。
- ・ホームページのサーバーの変更

d. 編集委員会（編集委員長（第1期）：植月 学）：

- ・「動物考古学」第33号（2015年度・松井章氏追悼号）の編集・刊行
- ・「動物考古学」第34号（2016年度）の刊行準備

(4) 2015年度会計報告

- ・会計決算報告（会計幹事（第1期）：山根洋子 *欠席のため代表幹事樋泉岳二が代理で報告）：
別紙資料参照
- ・会計監査報告（会計監査（第1期）：新美倫子）：
会計業務の内容が適切であることが報告された。

2. 審議事項

(1) 2016年度事業計画

a. 庶務（庶務幹事：新美倫子）：

- ・役員会の開催
- ・会誌の発送と販売

b. 事業（事業幹事：丸山真史）：

- ・第4回大会・総会（2016年度）の準備，開催
開催日：2016年6月18日・19日、会場：鳥取市青谷町総合支所 多目的ホール
- ・第5回大会・総会（2017年度）の準備
第5回大会は2017年6月17・18日に石川県立歴史博物館（金沢市）で開催の予定

c. 渉外（渉外幹事：本郷一美）：

- ・関連学会（日本人類学会など）との連携

d. 広報（広報幹事：山崎 健）：

- ホームページの管理と更新
動物考古学を学べる大学一覧を新設する予定である。

e. 編集委員会（編集委員長：本郷一美）：

- ・「動物考古学」第34号（2016年度）の編集・刊行

- ・「動物考古学」第35号（2017年度）の刊行準備
現在、投稿規定の変更を検討中である。

上記2016年度事業計画については、いずれも全会一致で承認された。

(2) 2016年度予算案（会計幹事：新美倫子）

- ・2016年度予算案（別紙資料参照）が全会一致で承認された。

(3) 会則改正案（会長：西本豊弘，代表幹事：樋泉岳二）

会長および代表幹事から改正案について説明があった（下記参照）。

(現行)

第8条 本会の役員は会長，幹事，および各委員会の委員長から成る。役員は役員会を構成し，本会の運営を行う。

第9条 会長は本会を代表し，会務を統括する。

第10条 幹事は代表幹事，庶務幹事，会計幹事，広報幹事，その他会長が必要と認めた幹事とする。代表幹事は会長に事故があるときはその職務を代行する。

第12条 会長は別に定める選挙規定により正会員の中から選出される。幹事，各委員会の委員長は会長が正会員の中から選任し，総会に報告する。各委員会の委員は当該委員長が会長に推薦し，会長がこれを委嘱する。

第13条 会長の任期は3年とし，連続して3期務めることはできない。幹事，委員長および委員の任期は3年とし，再任を妨げない。

(改正案)

第8条 本会の役員は会長，副会長，幹事，および各委員会の委員長から成る。役員は役員会を構成し，本会の運営を行う。

第9条 会長は本会を代表し，会務を統括する。副会長は会長を補佐するとともに，会長に事故があるときはその職務を代行する。

第10条 幹事は代表幹事，~~（削除）~~庶務幹事，会計幹事，広報幹事，渉外幹事，その他会長が必要と認めた幹事とする。代表幹事は会長に事故があるときはその職務を代行する。~~（削除）~~

第12条 会長は別に定める選挙規定により正会員の中から選出される。副会長，幹事，各委員会の委員長は会長が正会員の中から選任し，総会に報告する。各委員会の委員は当該委員長が会長に推薦し，会長がこれを委嘱する。

第13条 役員の任期は2年とし，連続して3期務めることはできない。幹事，~~委員長および委員~~の任期は3年とし，~~再任を妨げない。~~（削除）

改正案について会場からいくつか質問が出され、それに対応して役員会からの再改正案（下記の部分を再改正）が示され、これを多数決の結果、満場一致で可決した。

(再改正案)

<p>第10条 幹事は代表幹事、(削除) 庶務幹事、会計幹事、<u>事業幹事</u>、広報幹事、<u>渉外幹事</u>、その他会長が必要と認めた幹事とする。代表幹事は会長に事故があるときはその職務を代行する。</p> <p>(削除)</p> <p>第13条 <u>各役員</u>の任期は<u>2年</u>とし、連続して3期務めることはできない。幹事、委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。 (削除)</p>
--

(4) 山崎広報幹事から震災復興事業（東北への書籍寄贈計画）への協力について依頼があった。

(5) その他

- ・新会則についていつから発効するのかと会場から質問があり、樋泉代表幹事から「可決時点から発効である」との説明があった。
- ・会費納入方法のバリエーションを増やしてほしいとの要望が会場からあったが、新美会計幹事から「労力等の問題があり当面は現状のままとしたい」との回答があった。
- ・学会のお知らせ等を郵送からメールによる連絡に換えてはどうかとの提案が会場からあったが、新美庶務幹事から「メールを使用しない会員も一定数あるので、当面は郵送で行いたい」との回答があった。